告

号外第四十五号

令和 和五年 (金曜日)

目 次

告

示

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解

除..... (畜 産 課) ::

示

青森県告示第三百五号

則第十九号)第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家 告示第二百六号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則 定により告示する。 畜等の移動及び移出の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規 高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和五年三月二十四日青森県 (昭和五十年四月青森県規

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜の種類

あひる、うずら、きじ、だちょう、 ほろほろ鳥及び七面鳥

指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

移出の禁止区域

四戸橋字磯部、字富田、 青森市後潟字後潟山、 字大原、字平野、小橋字伊沢、字田川、字千鳥、 左堰字大科、字野田、六枚橋字磯打、 字不浪知、 字福田、 字山越、

字六枚橋

本、 東津軽郡蓬田村中沢字池田、字浪返、長科字浦田、 字高根、 字滝沢 字川瀬、 字鶴蝮、 広瀬字坂

沢館下、 田中師苗代沢、 蟹田川原添、蟹田汐越、 小国黒山添、蟹田小国坂本、蟹田小国三枚橋、 田大平沢辺、 東津軽郡外ヶ浜町上蟹田、 蟹田小国舘下、 蟹田南沢山口、蟹田山本小谷、蟹田山本前田、 蟹田大平高石、 蟹田中師火箱沢、 蟹田小国谷田、 蟹田外黒山、蟹田高銅屋、蟹田田ノ沢、蟹田中師桂沢、 蟹田大平屋山元、 蟹田石浜、 蟹田中師宮本、 蟹田小国東小国沢、蟹田小国南田、 蟹田丑ヶ沢、 蟹田小国岩井、 蟹田小国品吉、 蟹田樋橋、 蟹田内黒山、 蟹田鰐ヶ淵蟹田渡、 蟹田原田長瀬、 蟹田小国黒山、 蟹田小国惣右衛門 蟹田姥ヶ沢、 蟹田桂淵、 蟹田南 下蟹田 蟹田 蟹 蟹

沢

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

(発育所) 市長発 市長発 一丁人)